

(書 式 1 - 1 - 2 - 1 3)

会 社 か ら 買 い 取 り 通 知 を 受 け た 株 主 の 株
券 供 託 事 実 の 通 知 の 供 託 通 知 書

通 知 書

前 略 当 方 は 、 貴 社 の 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○
○ 日 付 株 式 買 取 通 知 書 を 拝 受 し ま し た 。

そ こ で 、 当 方 は 、 貴 社 の 上 記 売 渡 請 求 に
か か る 当 方 所 有 の 貴 社 株 式 (普 通 株 式 ○ , ○
○ ○ , ○ ○ ○ 株 。 以 下 「 本 件 株 式 」 と い い ま
す) の 株 券 を 、 会 社 法 第 1 4 1 条 第 3 項 に 従
い 、 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 、 ○ ○ 地 方 法 務
局 に 供 託 致 し ま し た の で 、 そ の 旨 通 知 致 し ま
す 。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

(通 知 人)

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番 地

○ ○ ○ ○

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 殿

解説

譲渡制限株式を有する者が、株式の譲渡の承認を請求するとともに、承認しないときは当該株式を会社か指定買取人が買い取ることを請求した場合（会社法第138条第1号ハ）、会社は、譲渡を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知し（同法第139条第2項）、会社が譲渡を承認しない旨の決定をしたときは、会社自ら当該株式を買い取るか（同法第140条第1項）、他に譲渡の相手方（指定買取人）を指定する（同条第4項）ことを要する。

上記により自ら株式を買い取ることを決定した会社は、譲渡等承認請求者に対して、譲渡対象となっている株式につき、会社が当該株式を買い取ることを、通知することを要する（同法第141条第1項、第140条1項）。*110*

この通知の際に、最終の貸借対照表による譲渡株式の簿価に相当する額を、一応の売買価格として、会社の本店所在地の供託所に供託し、これを証する書面を添付して、自ら売買代金を支払う資力があることを示す必要がある（同法第141条第2項）。

上記の買取通知があった場合、譲渡等承認請求者は、買取通知書の交付を受けた日から1週間以内に、同じ供託所に株券を供託して、会社にその旨通知する（同条第3項）。

この通知がなされないときは、会社は、売買契約を解除することができる（同条第4項）。